

熊本市がん対策企業等連携協定書

熊本市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、熊本市民（以下「市民」という。）に対するがんの正しい知識の普及啓発とがん検診の受診促進に関して、相互の連携・協力を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力を行い、市民に対するがんの正しい知識の普及啓発とがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 従業員及びその家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨
 - (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境への配慮
 - (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けることがないような配慮
 - (4) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
 - (5) 顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及
 - (6) 本市が実施するがんの予防及びがん検診受診の啓発等がん対策への協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、がん検診の受診啓発等に関わる積極的な取組
- 2 前項に掲げる事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲、乙で協議のうえ、決定する。
- 3 乙は、第1項に掲げる事項を行うに際して、乙の利益誘導となる行為は行わないものとする。
- 4 乙は、第1項に掲げる事項の当該年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに市長に報告する。

（支援及び広報等）

- 第3条 甲は、乙に対して、がん予防及びがん検診に関する情報を提供するとともに、前条第4項の規定により、乙から報告された取組内容を市ホームページへ掲載する。
- 2 甲は、乙に対してがん予防に関する研修会を開催するとともに、乙が実施する内部研修及び市民への講演会等への協力を行う。
- 3 乙は、商品パッケージ、広告等に「熊本市がん対策推進協定締結企業」又は「熊本市がん対策推進協定締結団体」の表示をすることができる。ただし、商品の販売、サービスの提供その他の個別の営業活動に当たり「熊本市がん対策推進協定締結企業」及び「熊本市がん対策推進協定締結団体」であることを利用してはならない。

（守秘義務）

- 第4条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知りえた秘密を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第6条 乙は、協定を解除しようとするときは、協定を解除しようとする14日前までに、甲に対し協定解除願を提出しなければならない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には協定を解除することができる。この場合において、甲は、これにより生じた損害の責めを負わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第2条第1項に定める協定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第2条第2項に定める協定しない要件に該当することが判明したとき。
- (4) 乙が第2条第4項の規定により提出する報告書により、同条第1項のいずれかの取組もなされていないと認めるとき。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長

乙 ○○
代表者